

保健室からのお知らせとお願い

1 入学までに

- (1) 就学時健康診断で結果に所見があった場合は、入学までに医師の診察を受けてください。定期予防接種を確認し、未接種の分を済ませておくようにしてください。
- (2) よい生活習慣（早寝・早起き・朝ご飯・排便）や清潔にする習慣（洗顔・手洗い・歯みがき・つめ切り等）を身に付けておきましょう。
トイレは洋式と和式があるので、できるだけどちらも使用できるよう練習しておいてください。
- (3) 特に学校での配慮を必要とするアレルギー疾患（食物アレルギー・気管支ぜん息等）や疾患のあるお子様は、学校生活管理指導表（徳島県版）を提出していただく必要がありますので、お知らせください。学校生活管理指導表は医療機関により文書料が必要になる場合があります。

2 登校する前に

- (1) 登校前には必ずお子様の健康観察をお願いします。発熱がある場合や体調の異変を感じる場合は、登校を控え自宅で休養してください。何か心配なことがあるときは、担任や養護教諭にご相談ください。
- (2) 欠席するときは、その理由と症状を学校までご連絡ください。また、次の病気のときは出席停止となり、一定期間、登校できません。

〈出席停止になる主な感染症〉

- インフルエンザ ●水痘（みずぼうそう） ●流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
●風疹 ●咽頭結膜熱（プール熱） ●新型コロナウイルス感染症 など

登校するときは主治医の指示に従ってください。また、治癒証明書等は必要ありません。

3 保健室での対応について

- (1) 学校で体調が悪くなったとき

休養して回復すると思われる場合は、保健室で休養させ様子をみます。その後、回復すれば教室で学習を続けますが、37.5℃以上の発熱がある場合や休養しても回復しない場合等は、保護者へ連絡しお迎えをお願いしています。

入学後に配布する保健調査票に緊急連絡先をご記入いただき、連絡先が変更になった場合は、必ず学校までお知らせください。

(2) 学校でけがをしたとき

保健室で救急処置を行います。医師の診察が必要と思われる場合は、保護者へ連絡し、医療機関を受診していただくようになります。また、緊急の場合は、学校から直接、医療機関へ連れていくことがあります。

本校では入学後に「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度に全員加入していただいています。(契約は1年ごとで掛金は460円程度です。)登下校時を含む学校の管理下で負傷した場合に医療費等が支給される制度です。その都度、該当する場合は学校から案内させていただきますが、何かありましたらお知らせください。

＊「日本スポーツ振興センター」について詳しくは資料をご覧ください。

(3) 薬の取り扱いについて

学校(保健室)で内服薬を渡したり児童に使用したりすることは認められていません。

家庭から内服薬を持参された場合も担任や養護教諭が薬を飲ませたり、目薬をさしたりすることはできません。本人が自分で服薬できるよう家庭でご指導ください。服薬の確認や声かけ、見守り等可能な範囲でサポートすることはできますので、その際は、お気軽にご相談ください。